

大学等の研究セキュリティ確保に向けた 文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性（概要）

令和6年12月18日 文部科学省 科学技術・学術政策局

1. 背景・目的

- G7やOECDにおいて、**国際連携の基盤としての研究セキュリティの重要性**の高まり。国内では**経済安全保障上の重要技術の技術流出防止の重要性**が指摘されている
- 大学等における研究に関して、文部科学省関係施策において取り組む研究セキュリティ確保に向けた方策について、諸外国の取組も参考に、**基本的考え方と当面実行に移すべき内容**を取りまとめ、**今後も継続的に検討**

2. 基本的考え方

- 我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互惠性・透明性といった**共通の価値観に基づく開かれた研究環境を守り、大学等の国際連携を推進**するために、**研究セキュリティ確保**が必要
- 研究セキュリティ確保の取組は、ゼロリスクを目指したり、幅広い研究に制限を設けることはせず、研究や国際連携を健全に前に進めることを目的に、その際に生じ得る**リスクを適切な範囲で「軽減」**するために行うことを原則とする
- 人種や国籍等による差別はあってはならない**

3. 研究セキュリティ確保に関する取組方針

（1）大学等に研究資金を提供する際に新たに講じる研究セキュリティ確保の取組

- 支援を行う以下の**研究開発プログラム毎に、それぞれの性質・内容に応じて必要なリスクマネジメント**を図る
 - ・共通の価値観を有する国との国際共同研究において、**相手国と同等の対応を求められる研究開発プログラム**
 - ・経済安全保障上、重要な分野であって、**特に研究セキュリティ確保が必要な研究開発プログラム**
- まずは、**一部の研究開発プログラム・研究分野から試行的な取組を開始**。段階的に改善・他分野等への展開を図る
- 研究開発課題毎にリスクを評価し、対象を絞り込み・特定した上で、具体的なリスク軽減の方策を導入**
- これらの取組に**必要な経費は研究開発プログラムにおいて手当可能**としていく

※内閣府科学技術イノベーション推進事務局・内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付・内閣官房国家安全保障局が今後取りまとめる実効的なリスクマネジメントのための政府全体の手順書も踏まえ、具体的方策の検討を深める

（2）大学等における研究セキュリティ確保を支える取組

- 大学全体としての能力を向上させていくため、**大学間が連携する場（プラットフォーム）**を支援
- 大学等がアドバイスを受けるための**相談窓口**を文部科学省に設置。文部科学省は**政府内関係機関との連携体制**を構築
- 研究者等の意識を高めるための**研修教材・プログラム**を整備・展開

大学等の研究セキュリティ確保に向けた
文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性

令和 6 年 12 月 18 日
文部科学省科学技術・学術政策局

1. 背景・目的

- 科学の発展やイノベーションの創出には、国際連携が必要不可欠である。こうした国際連携は開かれた研究環境を前提としているが、近年、これが不当に利用され、海外への研究の不正流用や技術流出、ひいては国の安全保障及び経済安全保障へのリスクとなることが国際的に強く認識されてきている。このような中、研究者が今後も安心して国際的に連携して研究を行うには、研究インテグリティや研究セキュリティの確保により、健全な国際連携を図っていくための共通の価値観である、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互惠性・透明性に立脚した形で、開かれた研究環境を整えていく必要がある。
- このことは国際的な共通認識となっており、例えば、G7 や OECD においても国際連携の重要性とともに、国際連携の基盤となる研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保の重要性が指摘されている。
- 国内では、令和 3 年度に研究インテグリティの確保に係る対応方針¹が統合イノベーション戦略推進会議で決定され、本方針に基づく取組が進められている。それに加えて、近年、従来の外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく安全保障貿易管理による機微技術の管理だけでなく、経済安全保障上の重要技術の技術流出防止の重要性が指摘されている。令和 6 年 6 月には、内閣官房に設けられた経済安全保障法制に関する有識者会議において、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」が取りまとめられた。また、現在、政府において、

¹ 令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」

(https://www.mext.go.jp/content/20211201-mxt_kagkoku-000019002_1.pdf)

この対応方針において、研究インテグリティは「研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味する」とされている。同方針において、研究インテグリティの自律的な確保のため、研究者自身における適切な情報開示による研究活動の透明性の確保や、当該情報を活用した所属機関におけるリスクマネジメント等の取組を求めている。

内閣府科学技術イノベーション推進事務局・内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付・内閣官房国家安全保障局が中心となり、リスクマネジメントの実効的な実施に係る手順書の作成等、研究セキュリティ確保の方策について検討を行っているところである。

○このように、研究インテグリティ確保に加え、研究セキュリティ確保の重要性が、国内外で高まっている状況である。本文書は、大学、短期大学、大学共同利用機関法人及び高等専門学校（以下「大学等」²という。）における研究に関して、文部科学省関係施策において取り組む研究セキュリティ確保に向けた方策について、基本的考え方と当面実行に移すべき内容を取りまとめるものである³。なお、今後も研究セキュリティ確保に係る情勢の変化等に応じ、継続的に必要な検討を行う。

2. 研究セキュリティの意味とその必要性

○研究セキュリティは、諸外国においても国によって用語の定義や捉え方は異なるところであるが、本文書においては、外国への技術流出等につながる、外部からの不当な影響・干渉のリスクから研究を守ることがを意味する⁴。

○「1. 背景・目的」のとおり、主に以下の観点から研究セキュリティ確保の重要性

² 国立研究開発法人をはじめとする文部科学省所管の研究機関は、本文書の直接的な対象とはしていないが、本文書の「4. 研究セキュリティ確保に関する基本的考え方」や「5. 研究セキュリティ確保に関する取組方針（1）大学等に研究資金を提供する際に新たに講じる研究セキュリティ確保の取組」は共通するものであり、別途取りまとめられた「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日関係府省申合せ）

（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokken/kinoukyouka/torikumi.pdf>）とともに、本文書を踏まえた対応が求められる。

³ 文部科学省関係施策においては、成果を論文等で公開することを前提とした研究を推進しているところ、このような研究において研究セキュリティを確保していくことの重要性が高まっている。

⁴ G7「グローバルな研究エコシステムにおけるセキュリティとインテグリティ」（SIGRE）ワーキンググループ「研究セキュリティと研究インテグリティに関する G7 共通の価値観と原則」（令和4年6月）（https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/g7_sigre_values_jpn.pdf）に

おいては、研究セキュリティは、「経済的、戦略的なリスクや国家的、国際的な安全保障のリスクをもたらす行為者や行動から研究コミュニティを保護する活動が含まれている。特に関連があるのは、研究に対する不適切な影響、干渉、または悪用のリスク、国家、軍隊、それらの代理人、ならびに非国家主体、組織犯罪活動によるアイデア、研究成果、知的財産のあからさまな窃取、ならびに経済、戦略、または国家安全保障面で悪影響をもたらすその他の活動および行為である」とされている。

が高まっている。

- ・国際的な共通の価値観に基づく、開かれた研究環境を確保する必要があること
- ・研究への不当な影響・干渉が、我が国の経済安全保障に及ぼすリスクに対応する必要があること

○文部科学省としては、これらの観点に基づき、大学等の状況を踏まえて実効的かつ現実的な研究セキュリティ確保の仕組みを構築していく必要がある。また、大学等としても、自らの研究活動の価値を毀損されないようにすることのみならず、国際的な研究コミュニティの動向や、大学等を取り巻く国内外の社会や政府からの要請に応えていくために、研究セキュリティ確保に取り組んでいくことが重要である。

3. 研究セキュリティ確保に関する諸外国の動向

- 諸外国の政府機関、資金配分機関（Funding Agency。以下「FA」という。）、大学においても、近年、研究セキュリティ確保の取組が進みつつある。各国ともそれぞれの実情に応じた仕組みを構築してきている。具体的な取組は異なるものの、概して、研究で取り扱う技術に機微なものが含まれていないか、また、研究体制に懸念がないかという観点から、研究のリスクを評価し軽減する、リスクマネジメントの手法により進められている。また、各国政府、FA と研究コミュニティのそれぞれが行うべき事柄の役割分担や、それに伴う責任関係も国により異なるが、政府と研究コミュニティでコミュニケーションを取りながら、制度の構築に取り組んでいる。
- 米国では、関係する連邦政府機関や FA 等がそれぞれ目的をもち、リスクマネジメントを行う仕組みの構築が進んでいる。特に主に大学への基礎基盤研究の支援を行うアメリカ国立科学財団（National Science Foundation, NSF）では、新たな研究セキュリティ確保の仕組みとして TRUST フレームワークを導入し、2025 年から研究費申請時のリスク評価・軽減のプロセスを、まずは量子分野から取り組むこととしている⁵。また、NSF の支援の下、全国 6 大学に大学・研究機関の研究セキュリティ確保を支援するための新たな情報共有組織である SECURE センターを設置している⁶。
- 英国では、政府・FA・大学がリスクマネジメントに係るガイドライン作成・導入を進めているほか、科学技術イノベーション省（Department for Science,

⁵ <https://new.nsf.gov/news/nsf-enhances-research-security-new-trust-proposal>

⁶ <https://new.nsf.gov/news/nsf-backed-secure-center-will-support-research>

Innovation and Technology, DSIT) が公的な助言を行う窓口として「共同研究アドバイスチーム (Research Collaboration Advice Team, RCAT)」を国内 5 拠点に設置し、政府関係省庁とも連携して、大学・研究機関に研究セキュリティの情報共有や助言を行っている⁷。また、英国研究・イノベーション機構 (UK Research and Innovation, UKRI) は、研究資金を提供する大学・研究機関に対して、国際協力時のリスク評価体制整備を「期待」するとしてガイダンス (原則)⁸を発行しており、また、UKRI 傘下の FA である工学・物理科学研究評議会 (Engineering and Physical Sciences Research Council, EPSRC) 等では、国際共同研究の際、プロジェクトの性質等に応じて「適性評価」がなされ、リスク軽減策が取られている。

- カナダでは、国の研究費について、イノベーション・科学経済開発省 (Innovation, Science and Economic Development Canada, ISED) がリスト化した機微技術分野と懸念機関を対象としたリスクマネジメントが行われている⁹ほか、公安省が研究セキュリティセンター¹⁰を設置し、大学・研究機関に研究セキュリティの情報共有や助言を行っている。また、大学間で実務上の知見を共有するためのプラットフォームが存在する。
- こうした状況の中、諸外国との共同研究を行うに当たって、相手国側から日本側の研究体制についての問合せの事例が出てきている。

4. 研究セキュリティ確保に関する基本的考え方

- G7 や OECD で確認されているような国際的な共通認識に従い、研究セキュリティ確保は、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互惠性・透明性といった共通の価値観に基づ

⁷ <https://www.gov.uk/government/organisations/research-collaboration-advice-team>

⁸ [https://www.ukri.org/wp-content/uploads/2021/08/UKRI-170821-
TrustedResearchandInnovationPrinciples.pdf](https://www.ukri.org/wp-content/uploads/2021/08/UKRI-170821-TrustedResearchandInnovationPrinciples.pdf)

⁹ [https://science.gc.ca/site/science/en/safeguarding-your-research/guidelines-
and-tools-implement-research-security/sensitive-technology-research-and-
affiliations-concern](https://science.gc.ca/site/science/en/safeguarding-your-research/guidelines-and-tools-implement-research-security/sensitive-technology-research-and-affiliations-concern)

¹⁰ <https://www.canada.ca/en/services/defence/researchsecurity/about.html>

く開かれた研究環境を守り、大学等の国際連携を推進するために必要であるとの認識の下、取組を進める。その際、我が国としても諸外国の取組を参照し、同等の取組を、我が国の実情に応じた形で導入することが重要である。

○研究セキュリティ確保に当たっては、その基盤として、研究者自身や大学等が、研究活動の透明性確保及び自律的なリスクマネジメントといった研究インテグリティ確保の取組を徹底することが、まず重要である。

○研究セキュリティ確保の取組において、ゼロリスクを目指したり、幅広い研究に制限を設けたりすることは、実効的でないことに加え、研究や国際連携の阻害につながり、研究力やイノベーションの創出に悪影響を及ぼす。このため、研究セキュリティ確保の取組は、研究や国際連携を健全に前に進めることを目的に、その際に生じ得るリスクを適切な範囲で「軽減」するために行うことを原則とする。また、リスクが顕在化した際の影響が大きいと考えられる研究の特定・絞り込みを行った上で、リスク軽減の方策を導入していく。

○研究セキュリティ確保の取組については、十分な知見が蓄積されておらず、試行的・段階的に取組を実施し、運用を改善していく必要がある。その際、適切な取組が研究現場で実効的に進められるよう、大学等をはじめとする研究コミュニティと丁寧なコミュニケーションを図って取組を進めていく。

○研究セキュリティ確保の取組は、政府と研究コミュニティが協働して対応する必要がある。そのため、政府主導の取組のみならず、大学等の研究セキュリティ確保の取組を促し支える取組を一体的に進める。

○研究セキュリティ確保の取組において、人種や国籍等による差別があってはならない。諸外国では研究参画者について、外国の機関・大学等との連携・契約等に係る情報を収集し、リスクマネジメントを実施する方法が取られているが、差別とならないよう慎重な対応が進められており、我が国の取組が差別的であると国際的に捉えられることがないように留意する必要がある。

5. 研究セキュリティ確保に関する取組方針

○上述の基本的考え方の下、文部科学省関係施策において、研究セキュリティ確保のために、まずは以下の2つの取組を進めていく。

- (1) 大学等に研究資金を提供する際に新たに講じる研究セキュリティ確保の取組
- (2) 大学等における研究セキュリティ確保を支える取組

○当面これらの取組を進める中で、文部科学省・FA・大学等において知見や知識を蓄積しつつ、研究セキュリティを取り巻く情勢の変化を踏まえ、随時改善を図っていく。

(1) 大学等に研究資金を提供する際に新たに講じる研究セキュリティ確保の取組

①研究セキュリティ確保に取り組むべき研究対象

○FA（FA を介さずに資金配分を行う場合は文部科学省）が支援を行う以下の研究開発プログラム毎に、それぞれの性質・内容に応じて必要なリスクマネジメントを図る。

- ・共通の価値観を有する国との国際共同研究において、相手国と同等の対応を求められる研究開発プログラム
- ・経済安全保障上、重要な分野であって、特に研究セキュリティ確保が必要な研究開発プログラム

○まずは、一部の研究開発プログラム・研究分野から試行的な取組を開始する。その後、試行的な取組で得られた知見・経験を基に、関係機関間でもノウハウや情報を共有しつつ、コミュニティの理解を得ながら、段階的に改善・他分野等への展開を図る。

②新たに講じる研究セキュリティ確保の具体的方策

○文部科学省の研究開発プログラムは、公募によって多様な提案を受け付け、優れた研究開発課題を採択することが一般的である。このため、各研究開発プログラムの中でも、提案のあった多様な研究開発課題の中から、個別にリスクを評価し、リスクを軽減すべき対象を特定する仕組みを整える必要がある。

○具体的には、以下のようなプロセスを検討していくことが考えられる。まず、FA において、特定の研究開発プログラムについて、研究セキュリティ確保の取組を講じることを明らかにした上で研究開発課題を公募する。その後、審査の段階で、応募のあった研究開発課題毎に研究内容や研究体制に応じリスクを評価し、リスクを軽減すべき対象の絞り込み・特定を行う。そして、当該研究開発課題の推進に当たり、FA と研究代表者及び所属機関の間での調整等を通じて、具体的なリス

ク軽減の方策の導入を決定する。

- 対象の特定、リスク軽減の方策については、諸外国の例も参考に、以下のような取組例が考えられる。

(リスクを軽減すべき対象を特定するためのリスク評価に係る方策例)

- ・FA と研究代表者間の調整等を通じた、取り扱う研究の重要度・機微度の評価
- ・FA、研究者の所属機関及び研究者等による、オープンソースを活用した、研究体制のリスクの評価 等

(リスク軽減の方策例)

- ・重要度・機微度の高い研究について、研究実施者やデータにアクセスできる者の限定
- ・ハード・ソフト両面での情報セキュリティ対策
- ・研究データや成果の適切な取扱い 等

- 実効的なリスクマネジメントのための政府全体の手順書について、内閣府科学技術イノベーション推進事務局・内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付・内閣官房国家安全保障局を中心に今後取りまとめることとなっているところ、当該手順書も踏まえつつ、今後、研究開発プログラムの制度設計の中で、リスクマネジメントの仕組みや方策に関する具体の検討を深めていく。また、これらの取組を実施するに当たっては、FA と大学等の間で委託契約を締結する際に研究セキュリティ確保の措置の内容を盛り込むとともに、必要な経費は研究開発プログラムにおいて手当可能としていく。

③新たな研究セキュリティ確保の取組を進めるに当たって大学等に求めること

- 上記のとおり、今回新たに行う取組は、FA が大学等に研究資金を提供する際、特定の研究開発プログラムにおいて、研究のリスクマネジメントを FA が中心となり、研究代表者や所属機関と調整しながら実施することで、研究セキュリティ確保を目指すものである。
- 大学等においては、既に研究インテグリティの自律的な確保の取組として、研究者の研究活動に関する情報の集約や、当該情報を活用したリスクマネジメントの取組が進められているところである。今回新たに行う FA を中心とした取組は、これら大学等における取組を前提とした上で、特定の研究開発プログラムにおいて追加的な研究のリスクマネジメントを行うものであり、大学等においては、引き続き研

研究インテグリティ確保の取組を徹底していくとともに、FA からの問合せ等に基づく必要な調整への協力が求められる。その際、大学等においては、既存の部署の活用や連携を含め、適切な体制を整えておくことが求められる。

○なお、上記のような、FA を中心とした研究セキュリティ確保の取組を円滑かつ実効的に進めるためにも、文部科学省として、以下（２）のとおり、大学等における研究セキュリティ確保を支える取組を実施していく。

（２）大学等における研究セキュリティ確保を支える取組

○今後、（１）で求められる対応をはじめ、大学等における研究セキュリティ確保に向けた取組を支えるため、文部科学省として、当面、以下の取組を進めていく。

- ・各大学における研究セキュリティ確保の取組や知見を相互に共有・横展開し、大学全体としての能力を向上させていくため、大学間が連携する場（プラットフォーム）への支援を行う。こうしたプラットフォームを活用し、海外の研究コミュニティとの連携を図るとともに、文部科学省との定期的な情報交換を行う等、政府と研究コミュニティとの連携を促進する。
- ・研究セキュリティ確保の取組について、大学等が対応に悩んだ際に政府のアドバイスを受けるための相談窓口を文部科学省に設置する。
- ・文部科学省は、政府の知見を総合して大学等にアドバイスが可能となるよう、政府内の関係機関との連携体制を構築する。
- ・研究者等の意識を高めるための、研究インテグリティ及び研究セキュリティに関する研修教材やトレーニングプログラムの整備・展開を図る。
- ・これらの取組を進めつつ、文部科学省は引き続き、大学等をはじめとする研究コミュニティとの継続的かつ丁寧な議論を重ねる。